

秋田県告示第87号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 くろまぐろ（小型魚）

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
26.8トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|-----------------|--------|
| 秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業 | 25.4トン |

2 くろまぐろ（大型魚）

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
31.4トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|-----------------|--------|
| 秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業 | 29.8トン |